

## 遺言書の保管申請をするためのチェックリスト【遺言者用】

【広島法務局】

チェック事項	チェック欄
<b>第1 遺言書について</b>	
1 遺言書の用紙はA4判の丈夫な紙で、文字の判読を妨げるような地紋・色彩はないものですか。	<input type="checkbox"/>
2 遺言書は、本文(全文)、日付及び氏名を自書していますか。 また、氏名の横に押印していますか(印鑑は認印でも可)。	<input type="checkbox"/>
3 遺言書は、消すことができない筆記具(黒色等の濃色の万年筆、ボールペン等)で記載していますか。	<input type="checkbox"/>
4 遺言書の記載内容について	
(1) 遺言書の表題には「遺言書」と記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
(2) 遺言書の作成日(日付)は「【例】令和〇年〇月〇日」と記載されていますか(【例】「1月吉日」等の表現は認められません。)	<input type="checkbox"/>
(3) 遺言内容について、「相続させる」、「遺贈する」等の正しい表現を使用していますか。	<input type="checkbox"/>
(4) 遺言書に記載した受遺者(遺言執行者を含む。)の氏名又は名称及び住所に誤りはありませんか。	<input type="checkbox"/>
5 遺言書は、上下左右にそれぞれ余白がありますか(左20mm以上、右5mm以上、上5mm以上、下10mm以上)。	<input type="checkbox"/>
6 遺言書の用紙の裏面に記載はありませんか。	<input type="checkbox"/>
7 遺言書の右下にページ数を記載していますか(【例】1/3、2/3、3/3)。 (遺言書が1枚の場合は、ページ番号の記載は不要です。)	<input type="checkbox"/>
8 遺言書の記載事項を訂正・加入又は削除した場合、当該箇所に押印をしていますか。 また、遺言書の余白部分に訂正、加入、削除又は変更した旨を付記して、署名をしますか。	<input type="checkbox"/>
9 財産目録を自書していない場合、財産目録の全てのページに氏名を自書し、押印をしていますか。 (遺言書の財産目録について、不動産の登記事項証明書、銀行の通帳及びカードのコピーを添付することも認められています。)	<input type="checkbox"/>
10 遺言書は、ホッチキス止めをしていませんか。	<input type="checkbox"/>
11 遺言書の用紙を折りたたんで、封筒などに封入していませんか。	<input type="checkbox"/>

チェック事項	チェック欄
<p><b>第2 申請書について</b></p> <p>「遺言書の保管申請書の記入上の注意事項」を参考に記入してください。</p> <p>申請書の様式、記載例及び作成上の注意事項は、次のURLにあります。</p> <p>【法務省ホームページ】 <a href="https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html">https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html</a></p>	
<p>1 申請書を提出する法務局の管轄に誤りはありませんか（管轄の法務局は3ページ参照）。</p>	□
<p>2 【遺言者欄】の遺言者の氏名、住所、本籍及び筆頭者の氏名は、住民票の写しのとおり記載していますか。</p> <p>（【例】（正）〇〇町一丁目16番17号 （誤）〇〇町1-16-17）</p>	□
<p>3 【受遺者等・遺言執行者等欄】には、遺言書に記載された受遺者又は遺言執行者が記載されていますか。</p> <p>また、受遺者又は遺言執行者の氏名、住所、生年月日は、正しく記載されていますか。</p> <p>*「受遺者」とは、一般的には法定相続人以外の者で、財産を譲り受ける者をいいますが、法定相続人が受遺者となることもあります。</p> <p>* 受遺者等には、受遺者に類する者として、法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条第1項第2号に掲げられている者も含み、遺族補償一時金等の受取人として指定された者等、遺言により権利を得る者を始め、祖先の祭祀を主催すべき者、廃除する意思表示された推定相続人も受遺者等に該当します。</p> <p>* 遺言執行者等には、遺言執行者に類する者として、法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条第1項第3号に掲げられている者も含み、財産の管理者や未成年後見人等、遺言により義務を負う者も遺言執行者に該当します。</p> <p>* 受遺者等又は遺言執行者等がない場合は、記入する必要はありません。</p>	□
<p>4 【指定する者に対する死亡後の通知欄】遺言者が死亡後、遺言者が指定する者へ通知をすることを希望する場合、同意事項欄の□にチェックを入れていますか。また、指定する者の住所、氏名等（指定する者が受遺者等・遺言執行者等欄に記載した者の場合は同欄に記載したその者の番号）を記載しましたか。</p> <p>*「指定者通知」とは、遺言者が指定する者に対して、遺言者が作成した遺言書を法務局で保管していることをお知らせをする制度です。通知することを希望しない場合は、記入する必要はありません。</p>	□
<p>5 申請書に記載すべき事項は、全て記載しましたか（記載漏れはありませんか。）。</p>	□
<p>6 記載事項の訂正、加入又は削除をした場合は、二重線を引いてその近辺に正しい文字を記載しましたか（訂正箇所を押印はいりません。）。</p>	□

チェック事項

チェック欄

第3 添付書類について

- 1 遺言者の**本籍及び筆頭者の記載のある**住民票の写し
- 2 遺言書が外国語で作成されている場合、日本語による翻訳文
- 3 添付書類のうち、原本の返却を希望する場合は、「原本に相違ない」旨を記載し、署名又は記名したコピー
- 4 本人確認書類(提示)  
(マイナンバーカードや運転免許証等の本人の氏名、出生の年月日、住所、**顔写真付きの官公署から発行された身分証明書**)

第4 手数料について

手数料(3,900円分の収入印紙)は準備できましたか。収入印紙は法務局でも購入することができます。  
(収入印紙は、手数料納付用紙に貼付しないで持参してください。)

- 法務局に申請される前に、チェック欄にチェックしてみてください。
- 手続は、予約制となりますので、管轄の法務局に電話か法務省HPから予約をしてください。

【管轄の法務局】は次のいずれかの法務局です。

- ①遺言者の住所地を管轄する法務局
- ②遺言者の本籍地を管轄する法務局
- ③遺言者の所有する不動産の所在地を管轄する法務局

(ただし、遺言者の作成した遺言書が既に保管されている場合は、最初に遺言書を保管した法務局となります。)

遺言書保管所	電話番号	管轄区域
広島法務局供託課	082-228-5783	広島県
広島法務局廿日市支局	0829-31-2164	
広島法務局東広島支局	082-423-7707	
広島法務局呉支局	0823-21-9288	
広島法務局尾道支局	0848-23-2883	
広島法務局福山支局	084-923-0100	
広島法務局三次支局	0824-62-5070	



遺言書ほかんガルー

- ご不明な点がございましたら、法務局にお尋ねください。ただし、遺言の内容に関する御相談はお受けできません。